

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

| | | | | | |
|------------------|--|--------|-------|---------|--------|
| 補助金名称 | 街かどデイハウス事業補助金(通常分) | | 補助金番号 | C1-10 | |
| 所管部署 | 健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 | | | | |
| 根拠名称 (交付規則以外) | 枚方市街かどデイハウス事業補助金交付要綱 | | | | |
| 交付の目的 | 街かどデイハウス事業を運営する団体に対し補助金を交付することにより、当該団体の活動を支援するとともに、高齢者等の生活支援の基盤を整備し、高齢者等の介護予防及び社会参加の促進を図る。 | | | | |
| 補助対象経費 | 対象経費としては、家賃、光熱水費、人件費、旅費、需用費、修繕費、委託料、使用料及び賃貸料、研修費、備品購入費などとしている。 | | | | |
| 補助率・補助額 | 全額補助 | | | | |
| 交付先 | 街かどデイハウス事業を行う団体 | | | | |
| 開始年度 | 平成10年度 | 終期年度 | 年度 | サンセット期日 | 令和7年度末 |
| 補助金性質分類 | 制度的補助 | 団体運営補助 | 事業費補助 | ○ | その他 |
| 法令等での義務付け | なし | 法令等名称 | | | |

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

| | H31(R1) | R2 | R3 | R4 |
|------|---------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 44,000 | 44,000 | 44,000 | 44,000 |
| 決算額 | 40,420 | 31,295 | 32,652 | / |
| 特定財源 | 国庫支出金 | 0 | 0 | |
| | 府支出金 | 0 | 0 | |
| | その他 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 40,420 | 31,295 | 32,652 | |

(件)

| | | | | |
|------|----|----|----|--|
| 交付実績 | 11 | 11 | 11 | |
|------|----|----|----|--|

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

| 視点 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|-----|--|------|---|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。 | ✓ | 高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも自立した日常生活を続けられることを目的に、地域の既存施設において、街かどデイハウスを運営する団体に対し、補助金を交付し支援を図ることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。 |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。 | ✓ | 高齢者の介護予防や社会参加の促進を図るため当該補助金の交付は必要不可欠である。 |
| | 現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している) | ✓ | 各街かどデイハウスにおける利用者数減少はコロナ災禍による定員減少によるものである。オンライン介護予防教室のサテライト会場となるなど、コロナ災禍にあっても利用者のために新たな取り組みを始める街かどデイハウスは多く、今後の利用者増加が見込まれる。 |

| | | | |
|-----|--|---|--|
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている) | ✓ | 事業実績報告書の確認及び現地調査により、当該補助金の交付に係る効果を確認している。 |
| | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。 | ✓ | 当該事業が住民による創意工夫やこれまでの経験を活かしたサービスの提供等、各地域の特性を活かした当該団体の自主的な活動を支援するものであるため、補助金交付が業務委託や直接執行と比較し、より適正で効果的な手法である。 |
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓ | 書面及びプレゼンテーションによる選定部会を実施し、試行的運営期間を経て、審査に適合した団体が交付申請可能な制度となっている。 |
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。 | ✓ | 事業実績報告書の確認により、補助金交付対象事業のみ補助を行っている。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など) | ✓ | 枚方市街かどデイハウス事業補助金交付要綱に定めている。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など) | ✓ | 街かどデイハウスの運営者については、公募し、審査を経たうえで選定している(なお、現在は事業内容等を見直しているため、新たな運営者の公募は行っていない)。本補助金の対象者は広く市民が補助対象者となるものではなく、記載のプロセスを経た街かどデイハウス運営者に限られるが当該運営者に対しては補助金交付要綱、補助金交付の手引き等周知済みである。 |

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

| 該当 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|----|--------------------------------------|------|---|
| ○ | 市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。 | ✓ | 高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも自立した日常生活を続けられることを目的とする街かどデイハウス事業のうち補助対象とすべき内容は補助金交付要綱に限定的に定めている。 |
| | 交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。 | ✓ | 現在の街かどデイハウス運営者は、法人格を持たない任意団体であり、潤沢な資金を有しているものではない。また、事業実績報告書の確認及び現地調査により、補助金交付が必要であると客観的に認められる。 |

4. 補助金の今後の方向性

| 方向性 | 改正・改善して継続 |
|------------------|---|
| 上記方向性を 選択した理由 | 街かどデイハウスは、高齢者の通いの場の中心施設として位置づけ、地域における介護予防拠点として、高齢者の孤立を防止し、人と人をつなげる専門的な役割を担う拠点となるよう、事業内容の検証と見直しに努めてきたが、コロナ禍により街かどデイハウスの運営自体が通常のものとはなっておらず、検証と見直しが困難であったため、引き続きウィズ・コロナの状況下におけるあり方について検証と見直しを行う。 |
| 対応完了・廃止予定時期 | 令和7年度末 |

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

| | | | | | |
|------------------|--|--------|-------|---------|--------|
| 補助金名称 | 枚方市禁煙外来医療費補助金 | | | 補助金番号 | D1-3 |
| 所管部署 | 健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 | | | | |
| 根拠名称 (交付規則以外) | 枚方市禁煙外来医療費補助金交付要綱 | | | | |
| 交付の目的 | 喫煙及び受動喫煙による健康被害を減らし、禁煙を促進するため、健康保険による禁煙治療費の補助を行うことで、望まない受動喫煙を防止することを目的とする。 | | | | |
| 補助対象経費 | 健康保険による禁煙治療費 | | | | |
| 補助率・補助額 | その他 | | | | |
| 交付先 | 個人 | | | | |
| 開始年度 | 令和2年度 | 終期年度 | 年度 | サンセット期日 | 令和7年度末 |
| 補助金性質分類 | 制度的補助 | 団体運営補助 | 事業費補助 | その他 | ○ |
| 法令等での義務付け | なし | 法令等名称 | | | |

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

| | H31(R1) | R2 | R3 | R4 |
|------|---------|-------|-------|-------|
| 予算額 | - | 2,000 | 2,000 | 2,400 |
| 決算額 | - | 1,948 | 1,412 | / |
| 特定財源 | 国庫支出金 | 0 | 0 | |
| | 府支出金 | 0 | 0 | |
| | その他 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | - | 1,948 | 1,412 | |

(件)

| | | | | |
|------|---|-----|----|--|
| 交付実績 | - | 107 | 83 | |
|------|---|-----|----|--|

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

| 視点 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|-----|---|------|---|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。 | ✓ | 交付要件を満たす全ての市民を対象としており、特定のものの利益に供するものではない。 |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。 | ✓ | 市民の健康づくりにおける禁煙対策推進のため、当該補助金交付は必要不可欠である。 |
| | 現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している) | ✓ | 健康増進法の改正による社会的な環境の変化や、禁煙における外来治療は禁煙を希望する市民にとって、高いニーズが見込まれる。 |
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている) | ✓ | 治療薬の供給停止があるものの治療前の届出をした市民の内68%は治療を完了しており、当該補助金交付による効果を把握している。 |
| | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。 | ✓ | 補助金形式で交付することで禁煙外来を受診する医療機関を自由に選択できることから、対象者の利便性が向上し、受診しやすい環境づくりに貢献している。 |
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓ | 交付要件を満たす全ての市民を対象としており、特定のもののみに交付を行うものではない。 |

| | | | |
|-----|--|---|-----------------------------|
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。 | ✓ | 外来治療費の自己負担額の上限20,000円としている。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。) | ✓ | 枚方市禁煙外来医療費補助金交付要綱に定めている。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など) | ✓ | ホームページにて公表している。 |

②補助金性質分類別の視点

[その他]

| 該当 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|----|--------------------|------|-------------------------------|
| ○ | 他の類似制度と重複が無いか確認した。 | ✓ | 他の類似制度と重複が無いか確認した。 |

4. 補助金の今後の方向性

| 方向性 | 現状のまま継続 |
|------------------|--|
| 上記方向性を 選択した理由 | 公益性、必要性、有効性、公平性、妥当性が認められるため、引き続き補助制度を継続する。 |
| 対応完了・廃止予定時期 | |

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

| | | | | | |
|------------------|--|-------|--------|---------|---------|
| 補助金名称 | がん対策事業補助金 | | 補助金番号 | D1-11 | |
| 所管部署 | 健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 | | | | |
| 根拠名称 (交付規則以外) | 枚方市健診等事業の実施に関する要綱、枚方市がん対策事業検診料補助金交付要綱 | | | | |
| 交付の目的 | 本市から交付を受けたがん検診等無料クーポン券を使用せずに検診を受けた者に、当該検診に要した費用の額の補助金を交付することにより、がん検診の受診率の向上、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康の保持増進を図ることを目的とする。 | | | | |
| 補助対象経費 | 子宮頸がん検診500円 大腸がん検診300円 乳がん検診1000円 肝炎ウイルス検診1,000円 | | | | |
| 補助率・補助額 | 定額補助 | | | | |
| 交付先 | 個人 | | | | |
| 開始年度 | 平成21 年度 | 終期年度 | 年度 | サンセット期日 | 令和7 年度末 |
| 補助金性質分類 | 制度的補助 | ○ | 団体運営補助 | 事業費補助 | その他 |
| 法令等での義務付け | なし | 法令等名称 | | | |

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

| | H31(R1) | R2 | R3 | R4 |
|------|---------|-----|-----|----|
| 予算額 | 89 | 134 | 132 | 64 |
| 決算額 | 69 | 39 | 50 | / |
| 特定財源 | 国庫支出金 | 0 | 0 | |
| | 府支出金 | 0 | 0 | |
| | その他 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 69 | 39 | 50 | |

(件)

| | | | | |
|------|-----|----|----|--|
| 交付実績 | 119 | 74 | 82 | |
|------|-----|----|----|--|

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

| 視点 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|-----|--|------|---|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。 | ✓ | がん検診推進事業の対象者に発行されたクーポン券(約80,000件)を使用せずに検診を受けた者を対象としており、特定の者の利益に供するものではない。 |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。 | ✓ | がん検診の受診率向上を目的として、がん検診受診料を免除していることから、事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。 |
| | 現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している) | ✓ | 本来、無料で受診できるがん検診について、自己負担が発生している者を対象としているため、高いニーズがあると見込まれる。 |
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている) | ✓ | 本来、無料で受診できるがん検診について、自己負担が発生している者に対して効果をあげている。 |
| | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。 | ✓ | 補助金交付による手法が最適な手法である。 |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓ | がん検診推進事業の対象者に発行されたクーポン券を使用せずにごん検診を受診した者が交付申請可能となっている。 |
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。 | ✓ | 本来負担する必要がない検診料を補助している。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。) | ✓ | 諸事項について、補助金交付要綱にて規定している。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など) | ✓ | ホームページで公開しているほか、クーポン券に補助金に関する情報を記載している。 |

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

| 該当 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|----|---------------------------------|------|-------------------------------|
| ○ | 国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。 | ✓ | 国のがん検診推進事業を基に事業を行っている。 |
| | 市単独の上乗せ等を行っていない。 | ✓ | 市単独の上乗せ等を行っていない。 |

4. 補助金の今後の方向性

| 方向性 | 現状のまま継続 |
|--------------|---|
| 上記方向性を選択した理由 | 厚生労働省が定めるがん検診推進事業の実施要領において、毎年度4月20日時点の住民情報を基に対象者を決定するとされており、対象者へクーポン券が届くまでに時間を要する。この状況からクーポンが届くまでに対象のがん検診を受診する者が必ず発生することから現状のまま補助制度を継続する。 |
| 対応完了・廃止予定時期 | |

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

| | | | | | |
|------------------|---|--------|-------|---------|--------|
| 補助金名称 | 人間ドック受診費用補助金(国保特会) | | | 補助金番号 | M-1 |
| 所管部署 | 健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 | | | | |
| 根拠名称 (交付規則以外) | 枚方市国民健康保険被保険者人間ドック受診費用補助金交付要綱 | | | | |
| 交付の目的 | 国民健康保険の被保険者が特定健診に代えて人間ドックを受診した場合に、その費用の一部を助成することにより、健康診査の受診率の向上を図り、もって被保険者の健康維持及び増進に寄与する。 | | | | |
| 補助対象経費 | 人間ドック受診費用の一部 | | | | |
| 補助率・補助額 | 定額補助 | | | | |
| 交付先 | 個人 | | | | |
| 開始年度 | 平成21年度 | 終期年度 | 年度 | サンセット期日 | 令和7年度末 |
| 補助金性質分類 | 制度的補助 | 団体運営補助 | 事業費補助 | その他 | ○ |
| 法令等での義務付け | なし | 法令等名称 | | | |

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

| | H31(R1) | R2 | R3 | R4 |
|------|---------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 23,400 | 23,400 | 23,400 | 23,400 |
| 決算額 | 19,498 | 15,678 | 16,790 | / |
| 特定財源 | 国庫支出金 | 0 | 0 | |
| | 府支出金 | 19,498 | 16,790 | |
| | その他 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 0 | 0 | 0 | |

(件)

| | | | | |
|------|-------|-------|-------|---|
| 交付実績 | 1,505 | 1,209 | 1,296 | / |
|------|-------|-------|-------|---|

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

| 視点 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|-----|---|------|--|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。 | ✓ | 交付要件を満たす全ての枚方市国民健康保険被保険者を対象としており、特定のものの利益に供するものではない。 |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。 | ✓ | 過去3年度において、申請件数がいずれも1,000件を超えており、特定健診の受診率向上に寄与し、事業の目的達成に貢献している。 |
| | 現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している) | ✓ | 過去3年度において、申請件数がいずれも1,000件を超えており、高いニーズがあることが見込まれる。 |
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている) | ✓ | 過去3年度において、申請件数がいずれも1,000件を超えており、特定健診の受診率向上に寄与しており、事業の目的達成に貢献している。 |
| | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。 | ✓ | 補助金形式で交付することで人間ドックを受診する医療機関を自由に選択できることから、対象者の利便性が向上し、受診しやすい環境づくりに貢献している。 |
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓ | 交付要件を満たす全ての枚方市国民健康保険被保険者を対象としており、特定のもののみに交付を行うものではない。 |

| | | | |
|-----|--|---|--|
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。 | ✓ | 人間ドックを受診した場合の費用は、一般的に補助上限額(13,000円)を超えることがほとんどであり、受診費用全額を補助するものではない。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。) | ✓ | 枚方市国民健康保険被保険者人間ドック受診費用補助金交付要綱に定めている。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など) | ✓ | 枚方市ホームページで情報提供を行うほか、特定健診受診券を送付する際に本補助金の案内および申請書を同封している。 |

②補助金性質分類別の視点

[その他]

| 該当 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|----|--------------------|------|-------------------------------|
| ○ | 他の類似制度と重複が無いか確認した。 | ✓ | 他の類似制度と重複が無いか確認した。 |

4. 補助金の今後の方向性

| 方向性 | 現状のまま継続 |
|------------------|--|
| 上記方向性を 選択した理由 | 公益性、必要性、有効性、公平性、妥当性が認められるため、引き続き補助制度を継続する。 |
| 対応完了・廃止予定時期 | |

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

| | | | | | |
|------------------|--|--------|-------|---------|---------|
| 補助金名称 | 枚方市地域元気づくり教室事業補助金 | | 補助金番号 | Q-2 | |
| 所管部署 | 健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 | | | | |
| 根拠名称 (交付規則以外) | 枚方市地域元気づくり教室事業補助金交付要領 | | | | |
| 交付の目的 | 自治会館等地域の身近な場所で地域元気づくり教室を開催することにより、地域に根ざした介護予防及び健康づくりを推進することを目的とする。 | | | | |
| 補助対象経費 | (1)地域元気づくり教室を実施する場所の使用のために要する費用 (2)地域元気づくり教室の講師及びスタッフの報酬に要する費用 | | | | |
| 補助率・補助額 | 定額補助 | | | | |
| 交付先 | 地域元気づくり教室の企画及び立案をした第2層生活支援コーディネーター | | | | |
| 開始年度 | 平成29 年度 | 終期年度 | 年度 | サンセット期日 | 令和7 年度末 |
| 補助金性質分類 | 制度的補助 | 団体運営補助 | 事業費補助 | ○ | その他 |
| 法令等での義務付け | なし | 法令等名称 | | | |

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

| | H31(R1) | R2 | R3 | R4 |
|------|---------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 666 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 決算額 | 311 | 18 | 0 | / |
| 特定財源 | 国庫支出金 | 0 | 0 | |
| | 府支出金 | 0 | 0 | |
| | その他 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 311 | 18 | 0 | |

(件)

| | | | | |
|------|----|---|---|--|
| 交付実績 | 18 | 4 | 0 | |
|------|----|---|---|--|

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

| 視点 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|-----|--|------|---|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。 | ✓ | 第2層生活支援コーディネーターが身近な場所で地域に合わせた元気づくり教室を企画立案し開催することにより、地域に根ざした介護予防及び健康づくりを推進することができ広く市民に貢献するものである。 |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。 | ✓ | 厚生労働省が定める介護保険・日常生活支援総合事業ガイドラインに基づき、介護保険・日常生活支援総合事業を実施していく中で、地域住民が自主的・主体的に取り組む介護予防活動と認められる活動について補助を行うことは、必要不可欠である。 |
| | 現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している) | ✓ | 高齢者人口の増加に伴い、地域に根差した取り組みは重要となり高いニーズが見込まれる。 |

| | | | |
|-----|--|---|--|
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている) | ✓ | 厚生労働省が定める介護保険・日常生活支援総合事業ガイドラインに基づく介護保険・日常生活支援総合事業の実施には、地域に根差した取り組みが重要とされていることから期待する効果をあげる見込みがある。 |
| | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。 | ✓ | 地域に根差した住民主体の地域元気づくり教室のため、直接実施や委託ではなく、地域の事情や課題等を把握している第2層生活支援コーディネーターが実施する方がより適正で効果的な手法である。 |
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓ | 地域に合わせた元気づくり教室を開催するため、第2層生活支援コーディネーターを対象としている。 |
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。 | ✓ | 補助対象及び上限額を設定している。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。) | ✓ | 枚方市地域元気づくり教室事業補助金交付要領により決定しており明確である。 |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など) | ✓ | 地域元気づくり教室の補助金交付申請の手引きを配布するなど補助金額、対象経費を公表している。本補助金は、元気づくり・地域づくり会議(第2層協議体)にて抽出された地域課題の解決に向けて第2層生活支援コーディネーターが介護予防のきっかけづくりのための教室(地域元気づくり教室)を企画・立案する際に活用できる補助金であり、そのため本補助金の対象者は広く市民が補助対象者となるものではなく第2層生活支援コーディネーターに限られるが、当該第2層生活支援コーディネーターには補助金交付要領等周知済みである。 |

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

| 該当 | チェックポイント | チェック | 理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入) |
|----|--------------------------------------|------|--|
| ○ | 市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。 | ✓ | 厚生労働省が定める介護保険・日常生活支援総合事業ガイドラインに基づき、地域住民が自主的・主体的に取り組む介護予防活動と認められる活動について、補助を行っている。 |
| | 交付団体の財政状況等を動かし補助金交付が必要であると客観的に認められる。 | ✓ | 第2層生活支援コーディネーターは、校区コミュニティ協議会などの地縁組織であり、潤沢な資金を有しているものではない。 |

4. 補助金の今後の方向性

| 方向性 | 現状のまま継続 |
|------------------|--|
| 上記方向性を 選択した理由 | 厚生労働省が定める介護保険・日常生活支援総合事業ガイドラインに基づき、地域住民が自主的・主体的に取り組む介護予防活動を、市として推進していくため、今後も補助制度を継続する。 |
| 対応完了・廃止予定時期 | |